

台東区立朝倉彫塑館隣接地でのマンション計画における
話し合い継続と計画の調整についての陳情

台東区立朝倉彫塑館の隣接地であり朝倉彫塑館通り沿道の敷地(台東区谷中7丁目——)での地上6階建て地下1階建て(——)のマンション計画について、町会・近隣住民と建築主・
————との間で協議を行っております。

該当のマンションが協議による計画調整・協定なしに建築された場合、

- (A) 区の財産で国の名勝であり谷中のシンボルである朝倉彫塑館の展望および周辺環境を物理的に阻害するため同館の価値を低下させること
- (B) 江戸時代からの天王寺門前町の町並み・町割を引き継ぎ、区の景観重要建造物・国登録有形文化財2箇所(すぺーす小倉屋、観音寺築地塀)、台東区まちかど景観賞(蒲生家)、台東区景観まちづくり賞2箇所(貸しはらっぱ音地、旧銅菊・未来定番研究所)があり、民間も景観づくりに貢献してきた朝倉彫塑館通り沿道エリアのコミュニティに失望と落胆を引き起こし、沿道・周辺の景観的価値も低下させるおそれがあること
- (C) 計画地近隣は木造・木造モルタル造住宅が多く、工事期間中の振動により住民生活への危機感と悪影響を及ぼし地盤沈下のおそれがあること
- (D) 上記工事中、一方通行の朝倉彫塑館通りの通行や安全性が阻害されることを懸念しています。

また、同計画は区が施行した「谷中地区地区計画」に基づく朝倉彫塑館通り沿道の高さ規制12メートル(4階建て)の指定範囲外の用地を買収することにより、6階建ての建物を沿道に計画できることがわかり、地区計画の実効性についても懸念が持たれています。将来、朝倉彫塑館が6階建て以上の建物に囲まれる事態にもなりかねません。

つきましては、

- (1) 町会、近隣住民と建築主との話し合いによる一定の合意が出るまで、地区計画の適合認定・建築確認申請を保留するよう区から建築主に働きかけていただく
- (2) 町会・近隣住民と建築主との話し合いに、朝倉彫塑館の所有者である区の担当者もご参加いただく
- (3) 朝倉彫塑館の周辺環境と既存の沿道の街並みの維持のため「谷中地区地区計画 朝倉彫塑館通り沿道地区」の方針である12メートル(4階建て)の建築高を守るよう区から建築主にご指導いただき、今回の事例に鑑み、台東区には谷中地区地区計画の適用範囲を現状の範囲外エリアにも広げていただく
- (4) 現在策定中の谷中地区景観形成ガイドラインを活用し、谷中地区にふさわしい景観や歴史、生活文化と安全を一層守れる制度や事業を早急に導入していただく

ことを陳情いたします。

令和3年11月15日

台東区議会議長

水 島 道 徳 殿